

矢作川沿岸地区
南部幹線水路バイパス水路基本設計業務

特 別 仕 様 書

東海農政局木曾川水系土地改良調査管理事務所

項 目	内 容	備 考														
<p>第1章 総 則 (適用範囲) 第1-1条</p> <p>(目 的) 第1-2条</p> <p>(場 所) 第1-3条</p> <p>(土地への立入り等) 第1-4条</p> <p>(一般事項) 第1-5条</p> <p>(管理技術者) 第1-6条</p> <p>(照査技術者) 第1-7条</p>	<p>本業務の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「地質・土質調査業務共通仕様書」(以下「調査共通仕様書」という。)及び「設計業務共通仕様書」(以下「設計共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。</p> <p>本業務は、全体実施設計「矢作川沿岸地区」における南部幹線水路バイパス水路を対象に、地質調査及び基本設計を行うものである。</p> <p>本業務において対象とする南部幹線水路バイパス水路は、愛知県岡崎市及び額田郡幸田町地内であり、図面に示すとおりである。</p> <p>作業実施のための土地の立入り等は、調査共通仕様書第1-15条及び設計共通仕様書第1-16条によるが、発注者の許可なく土地の踏み荒らし、立木伐採等を行った場合の補償は、受注者の責任において処理するものとする。</p> <p>なお、現地立入りに当たっては、監督職員と連絡を取った後、作業に着手するものとする。</p> <p>業務請負契約書、調査共通仕様書及び設計共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。</p> <p>(1)ボーリング及び土質等の調査位置は、別途監督職員より指示する。</p> <p>(2)作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡をとり、作業の円滑な進捗を図るものとする。</p> <p>(3)受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときには、速やかにこれに応じるものとする。</p> <p>管理技術者は、設計共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="480 1711 1347 1957"> <thead> <tr> <th>資 格</th> <th>技術部門</th> <th>選択科目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">技術士</td> <td>総合技術監理</td> <td>農業－農業土木又は農業農村工学</td> </tr> <tr> <td>農業</td> <td>農業土木又は農業農村工学</td> </tr> <tr> <td>博士</td> <td>農学</td> <td></td> </tr> <tr> <td>シビルコンサルティングマネージャー</td> <td>農業土木</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>1 照査技術者は、設計共通仕様書第1-7条第2項によるものとし、</p>	資 格	技術部門	選択科目	技術士	総合技術監理	農業－農業土木又は農業農村工学	農業	農業土木又は農業農村工学	博士	農学		シビルコンサルティングマネージャー	農業土木		
資 格	技術部門	選択科目														
技術士	総合技術監理	農業－農業土木又は農業農村工学														
	農業	農業土木又は農業農村工学														
博士	農学															
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木															

項 目	内 容	備 考															
<p>(担当技術者) 第1-8条</p> <p>(配置技術者の確認) 第1-9条</p> <p>(保険加入) 第1-10条</p> <p>第2章 作業条件 (作業条件) 第2-1条</p>	<p>農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。</p>																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="480 297 778 331">資 格</th> <th data-bbox="778 297 986 331">技術部門</th> <th data-bbox="986 297 1348 331">選 択 科 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="480 331 778 443" rowspan="2">技術士</td> <td data-bbox="778 331 986 398">総合技術監理</td> <td data-bbox="986 331 1348 398">農業-農業土木又は農業-農業農村工学</td> </tr> <tr> <td data-bbox="778 398 986 443">農業</td> <td data-bbox="986 398 1348 443">農業土木又は農業農村工学</td> </tr> <tr> <td data-bbox="480 443 778 477">博士</td> <td data-bbox="778 443 986 477">農学</td> <td data-bbox="986 443 1348 477"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="480 477 778 551">シビルコンサルティ ングマネージャー</td> <td data-bbox="778 477 986 551">農業土木</td> <td data-bbox="986 477 1348 551"></td> </tr> </tbody> </table>		資 格	技術部門	選 択 科 目	技術士	総合技術監理	農業-農業土木又は農業-農業農村工学	農業	農業土木又は農業農村工学	博士	農学		シビルコンサルティ ングマネージャー	農業土木		
	資 格		技術部門	選 択 科 目													
	技術士		総合技術監理	農業-農業土木又は農業-農業農村工学													
			農業	農業土木又は農業農村工学													
	博士		農学														
	シビルコンサルティ ングマネージャー		農業土木														
	<p>2 本業務における照査は、「設計業務照査の手引書(案)」(以下「照査手引書」という。)に基づき実施する。</p>																
	<p>また、「照査手引書」に基づく照査により作成した資料は、共通仕様書第1-7条第5項に規定する報告書に含めて提出するものとする。</p>																
	<p>3 当該業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務することはできない。</p>																
<p>担当技術者は、設計共通仕様書第1-8条によるものとする。</p>																	
<p>調査共通仕様書第1-10条及び設計共通仕様書第1-11条における業務組織計画の作成、調査共通仕様書第1-11条及び設計共通仕様書第1-12条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。</p>																	
<p>(1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。</p>																	
<p>(2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。</p>																	
<p>受注者は、共通仕様書第1-37条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。</p>																	
<p>本業務の実施に当たっては、以下の事項に留意して作業を進めるものとする。</p> <p>(1) 作業の実施に当たっては、事前に作業方法及び具体的な工程計画を立案し、監督職員と十分打合せを行い、手戻りのないよう留意しなければならない。</p> <p>(2) 本業務において生じた第三者との紛争で受注者の責に帰する事項は、受注者の責任において処理しなければならない。</p> <p>(3) 本業務を実施するに際し、貸与資料を熟読した上で実施するものとする。</p>																	

項 目	内 容	備 考																
(参考図書) 第 2 - 2 条	<p>本業務の実施に当たって参考にする図書は、設計共通仕様書第 2-1 条によるほか次表によるものとし、これ以外の図書を参考とする場合は監督職員と打ち合わせるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="480 371 1348 546"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>名 称</th> <th>発行所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>土地改良事業計画設計基準 設計「水路工」</td> <td>(社) 農業農村工学会</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>土地改良事業計画設計基準 設計「パイプライン」</td> <td>(社) 農業農村工学会</td> </tr> </tbody> </table>	番号	名 称	発行所	1	土地改良事業計画設計基準 設計「水路工」	(社) 農業農村工学会	2	土地改良事業計画設計基準 設計「パイプライン」	(社) 農業農村工学会								
番号	名 称	発行所																
1	土地改良事業計画設計基準 設計「水路工」	(社) 農業農村工学会																
2	土地改良事業計画設計基準 設計「パイプライン」	(社) 農業農村工学会																
(貸与資料等) 第 2 - 3 条	<p>本業務の貸与資料は次表のとおりとし、これ以外に必要な資料があるときは、監督職員と打ち合わせるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="480 696 1348 1010"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>名 称</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現況関係資料</td> <td>事業誌 (矢作川総合地区)</td> <td>1 式</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">報告書</td> <td>令和元年度 矢作川沿岸地区 施設計画等検討業務</td> <td>1 式</td> </tr> <tr> <td>令和 6 年度 矢作川沿岸地区 事業計画書 (案) 作成業務</td> <td>1 式</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他</td> <td>発注者と JR 東海との打合せ記録簿</td> <td>1 式</td> </tr> <tr> <td>その他必要資料</td> <td>1 式</td> </tr> </tbody> </table>	分類	名 称	数量	現況関係資料	事業誌 (矢作川総合地区)	1 式	報告書	令和元年度 矢作川沿岸地区 施設計画等検討業務	1 式	令和 6 年度 矢作川沿岸地区 事業計画書 (案) 作成業務	1 式	その他	発注者と JR 東海との打合せ記録簿	1 式	その他必要資料	1 式	
分類	名 称	数量																
現況関係資料	事業誌 (矢作川総合地区)	1 式																
報告書	令和元年度 矢作川沿岸地区 施設計画等検討業務	1 式																
	令和 6 年度 矢作川沿岸地区 事業計画書 (案) 作成業務	1 式																
その他	発注者と JR 東海との打合せ記録簿	1 式																
	その他必要資料	1 式																
(参考資料及び貸与資料の取扱い) 第 2 - 4 条	<p>第 2-2 条、第 2-3 条に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは次のとおりとする。</p> <p>(1) 参考図書及び貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>(2) 参考図書は、設計作業時点の最新版を用い設計作業中に改訂された場合には、監督職員と協議するものとする。</p> <p>(3) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。</p>																	
第 3 章 作業内容 (作業項目及び数量) 第 3 - 1 条	<p>本業務における作業項目及び数量は、「(別紙 2) 作業項目内訳表」に示すとおりである。</p>																	
(地質調査作業の留意点) 第 3 - 2 条	<p>地質調査作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりである。</p> <p>(1) ボーリング調査 ボーリング調査の調査方法は、調査共通仕様書第 3-3 条に基づくものとする。</p> <p>(2) 標準貫入試験 標準貫入試験は、各ボーリング箇所において地表 1 m 地点より 1 m 毎に実施するものとする。 なお、試験方法は、調査共通仕様書第 5-3 条に基づくものとする。</p>																	

項 目	内 容	備 考
<p>(設計作業の留意点) 第3-3条</p> <p>(業務写真における 黑板情報の電子化)</p>	<p>(3)土質試験 採取した試料の土質試験は、特に定めがない限り共通仕様書第11-1条によるものとするが、詳細については、地盤材料試験法及び監督職員の指示による。</p> <p>(4)ボーリング成果 ボーリング成果は、調査共通仕様書第1-17条に基づき、地盤情報を別途定める検定に関する技術を有する第三者機関による検定を受けた上で、発注者が指定する地盤情報データベースに登録しなければならない。 なお、検定の申込に当たり、地盤情報の公開・利用の可否について、発注者と協議を行うこととする。</p> <p>設計作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりとする。</p> <p>(1)設計に当たっては、造成される施設が必要な機能及び安全で所要の耐久性を有するとともに維持管理、施工性及び経済性について考慮しなければならない。</p> <p>(2)電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。</p> <p>(3)第2-2条、第2-3条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。</p> <p>(4)施工上特に注意する点を特記する必要がある場合には、設計図面に記入するものとする。</p> <p>(5)当該業務で実施するコスト削減対策の検討作業に関し、検討の視点、施策の提案内容及び比較検討の過程や結果等の成果については、報告書中に「コスト削減対策」の章を別途設定し、取りまとめるものとする。なお、コスト削減に関する新技術や新工法等の選定にあたっては、農業農村整備民間技術情報データベース(NNTD)及び新技術情報システム(NETIS)等を積極的に活用しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業農村整備民間技術情報データベース(NNTD)については、https://www.nn-techinfo.jpを参照。 ・新技術情報システム(NETIS)は https://www.netis.mlit.go.jp/NETISを参照。 <p>(6)数量計算に当たっては、「工事工種の体系化」に基づき作成するものとする。 なお、「工事工種の体系化」に該当しない工種や用語については、監督職員と協議するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「工事工種の体系化」は https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kouzi_kousyu/を参照。 <p>(7)本業務の設計に当たっては、道路管理者、河川管理者、鉄道会社等の関係機関と発注者間の打合せを踏まえて、路線、構造、施工方式等の決定を行うことに留意して設計作業を行うものとする。</p>	

項 目	内 容	備 考
第3-4条	<p>黑板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黑板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。</p> <p>受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得た上で黑板情報の電子化を行うことができる。黑板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の(1)から(4)によりこれを実施するものとする。</p> <p>(1) 使用する機器・ソフトウェア</p> <p>受注者は、黑板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等(以下、「機器等」という。)は、電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」)に記載する基準を用いた信憑性確認機能(改ざん検知機能)を有するものを使用するものとする。</p> <p>(2) 機器等の導入</p> <p>ア 黑板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。</p> <p>イ 受注者は、黑板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>(3) 黑板情報の電子的記入に関する取扱い</p> <p>ア 受注者は、(1)の機器等を用いて業務写真を撮影する場合は、被写体と黑板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。</p> <p>イ 本業務の業務写真の取扱いは、「電子化写真データの作成要領(案)」によるものとする。</p> <p>なお、上記アに示す黑板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領(案)6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。</p> <p>ウ 黑板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黑板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。</p> <p>(4) 写真の納品</p> <p>受注者は、(3)に示す黑板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。</p> <p>なお、受注者は納品時に</p> <p>URL(https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html)のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黑板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。</p> <p>(5) 費用</p> <p>機器等の導入に要する費用は、従来の黑板に代わるものであり、直接経費に含まれる。</p>	
第4章 打合せ (打合せ) 第4-1条	<p>調査共通仕様書第1-9条及び設計共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。</p> <p>また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。</p> <p>初 回 作業着手の段階 第2回 中間打合せ (ボーリング調査終了時、基本条件整理の段階)</p>	

項 目	内 容	備 考
<p>第 5 章 成果物 (成果物) 第 5-1 条</p> <p>(成果物の提出先) 第 5-2 条</p> <p>第 6 章 契約変更 (契約変更) 第 6-1 条</p> <p>第 7 章 業務スライド (業務スライド) 第 7-1 条</p>	<p>第 3 回 中間打合せ (計画・設計の検討段階) 第 4 回 中間打合せ (施工計画立案の段階) 最終回 報告書原稿作成段階</p> <p>なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。</p> <p>成果物を調査共通仕様書第 1-17 条及び設計共通仕様書第 1-17 条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。</p> <p>(1) 成果物の電子媒体(CD-R 等)正副 2 部 (2) 成果物の出力 1 部 (電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可)</p> <p>成果物の提出先は、次のとおりとする。</p> <p>愛知県名古屋市中区昭和区安田通四丁目 8 番 (安田庁舎) 東海農政局 木曾川水系土地改良調査管理事務所</p> <p>業務請負契約書第 17 条から第 20 条に規定する発注者と請負者による協議事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 第 2-1 条に示す「作業条件」に変更が生じた場合。 (2) 第 3-1 条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。 (3) 第 4-1 条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。 (4) 第 5-1 条に示す「成果物」に変更が生じた場合。 (5) 履行期間の変更が生じた場合。 (6) 関係者協議等対外的協議により業務計画等に変更が生じた場合。 (7) その他</p> <p>(1) 本業務は、「建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務費の変更の取扱いについて (試行)」(令和 7 年 12 月 17 日付け 7 農振第 2167 号農村振興局整備部設計課長通知)に基づく試行業務である。 (2) 発注者又は受注者は、履行期間内で業務契約締結の日から 12 月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により業務費が不相当となったと認めたときは、相手方に対して業務費の変更を請求することができる。 (3) 発注者又は受注者は、(2) の規定による請求があったときは、変動前残業務費 (業務費から当該請求時の履行済部分に相応する業務費を控除した額をいう。以下この条において同じ。)と変動後残業務費 (変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残業務費に相応する額をいう。以下この条において同じ。)との差額のうち変動前残業務費の 1000 分の 15 を超える額につき、業務費の変更に応じなければならない。</p>	

項 目	内 容	備 考
<p>第8章 定めなき事項 (定めなき事項) 第8-1条</p>	<p>(4) 変動前残業務費及び変動後残業務費は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。</p> <p>(5) (2)の規定による請求は、この条の規定により業務費の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、2)中「業務契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく業務費変更の基準とした日」とするものとする。</p> <p>(6) 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務費が著しく不適當となったときは、発注者又は受注者は、(2)～(5)の定めにかかわらず、業務費の変更を請求することができる。</p> <p>(7) (6)の場合において、業務費の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。</p> <p>(8) (4)及び(7)の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が(2)、(6)の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。</p> <p>(9) 業務スライドの試行に係る運用については、1)に記載の通知に基づくものとする。</p> <p>この特別仕様書に定めなき事項又は本業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。</p>	

(別紙1)
対象施設

施設項目	構造形式等	数量
南部幹線水路バイパス水路	<p>【計画】</p> <p>パイプライン L=2794.408m 管種・管径 FRPMφ1800 通水量 1.34m³/s (内訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開削区間 L=1753.541 m (①L=15.201m, ②L=553.311m, ③L=777.948m, ④407.081m) ・シールド区間 L=902.257m ・推進区間 L=138.610m (①鉄道横断区間 L=107.000m, ②河川横断区間 L=31.610m) <p>附帯構造物</p> <ul style="list-style-type: none"> 占部用水接続分岐工 制水弁工 上水管流量計室工 上水取付工 空気弁 	<p>1式</p> <p>1箇所 1箇所 1箇所 1箇所 6箇所</p>
農水連絡水路	<p>パイプライン L=22.131m 管種・管径 FRPMφ400 通水量 0.18m³/s</p> <p>附帯構造物</p> <ul style="list-style-type: none"> 制水弁φ400 	<p>1式</p> <p>1箇所</p>

(別紙2) 作業項目内訳表

I. 地質調査

作業項目	作業内容	作業数量	備考																																			
1. 地質調査																																						
1-1 機械ボーリング調査	<p>施工位置は別図のとおりとし、詳細は別途指示する。機械ボーリング調査(φ66mm、オールコア)のボーリング深さは、以下の数量を想定している。ただし、基盤面(花崗岩・片麻岩等、N値50以上、Vs=300m/s以上を想定)を確認出来ない場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>(単位:m)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">調査箇所</th> <th colspan="5">土質区分</th> </tr> <tr> <th>粘性土・シルト</th> <th>砂・砂質土</th> <th>礫混じり土砂</th> <th>軟岩</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>No.1</td> <td>—</td> <td>14.4</td> <td>0.5</td> <td>3.2</td> <td>18.1</td> </tr> <tr> <td>No.2</td> <td>7.5</td> <td>3.8</td> <td>8.1</td> <td>—</td> <td>19.4</td> </tr> <tr> <td>No.3</td> <td>6.8</td> <td>1.3</td> <td>5.3</td> <td>—</td> <td>13.4</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>14.3</td> <td>19.5</td> <td>13.9</td> <td>3.2</td> <td>50.9</td> </tr> </tbody> </table>	調査箇所	土質区分					粘性土・シルト	砂・砂質土	礫混じり土砂	軟岩	計	No.1	—	14.4	0.5	3.2	18.1	No.2	7.5	3.8	8.1	—	19.4	No.3	6.8	1.3	5.3	—	13.4	計	14.3	19.5	13.9	3.2	50.9	1式	
調査箇所	土質区分																																					
	粘性土・シルト	砂・砂質土	礫混じり土砂	軟岩	計																																	
No.1	—	14.4	0.5	3.2	18.1																																	
No.2	7.5	3.8	8.1	—	19.4																																	
No.3	6.8	1.3	5.3	—	13.4																																	
計	14.3	19.5	13.9	3.2	50.9																																	
1-2 標準貫入試験	<p>標準貫入試験は、以下の回数を想定している。</p> <p>(単位:回)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">調査箇所</th> <th colspan="5">土質区分</th> </tr> <tr> <th>粘性土・シルト</th> <th>砂・砂質土</th> <th>礫混じり土砂</th> <th>軟岩</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>No.1</td> <td>—</td> <td>14</td> <td>—</td> <td>4</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>No.2</td> <td>8</td> <td>2</td> <td>9</td> <td>—</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>No.3</td> <td>6</td> <td>1</td> <td>6</td> <td>—</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>14</td> <td>17</td> <td>15</td> <td>4</td> <td>50</td> </tr> </tbody> </table>	調査箇所	土質区分					粘性土・シルト	砂・砂質土	礫混じり土砂	軟岩	計	No.1	—	14	—	4	18	No.2	8	2	9	—	19	No.3	6	1	6	—	13	計	14	17	15	4	50	1式	
調査箇所	土質区分																																					
	粘性土・シルト	砂・砂質土	礫混じり土砂	軟岩	計																																	
No.1	—	14	—	4	18																																	
No.2	8	2	9	—	19																																	
No.3	6	1	6	—	13																																	
計	14	17	15	4	50																																	
1-3 土質試験	<p>土質試験は、以下の項目・数量を想定している。</p> <p>ただし、土層の状況に応じて、試料数を変更する可能性があることから、実施に当たっては監督職員と協議するものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>調査箇所</th> <th>土の粒度試験</th> <th>土粒子の密度試験</th> <th>土の含水比試験</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>No.1</td> <td>1試料</td> <td>1試料</td> <td>1試料</td> </tr> <tr> <td>No.2</td> <td>3試料</td> <td>3試料</td> <td>3試料</td> </tr> <tr> <td>No.3</td> <td>3試料</td> <td>3試料</td> <td>3試料</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>7試料</td> <td>7試料</td> <td>7試料</td> </tr> </tbody> </table>	調査箇所	土の粒度試験	土粒子の密度試験	土の含水比試験	No.1	1試料	1試料	1試料	No.2	3試料	3試料	3試料	No.3	3試料	3試料	3試料	計	7試料	7試料	7試料	1式																
調査箇所	土の粒度試験	土粒子の密度試験	土の含水比試験																																			
No.1	1試料	1試料	1試料																																			
No.2	3試料	3試料	3試料																																			
No.3	3試料	3試料	3試料																																			
計	7試料	7試料	7試料																																			
2. 解析作業	<p>(1) 既存資料の収集・現地調査</p> <p>(2) 資料整理取りまとめ</p> <p>(3) 資料整理取りまとめ</p> <p>(4) 断面図等の作成</p> <p>(5) 断面図等の作成</p> <p>(6) 総合解析取りまとめ</p>	1式	解析調査 解析調査 解析調査 解析																																			

※「一般調査業務費」を調査、「解析等調査業務費」を解析とする。

II. パイプライン基本設計

作業項目	作業内容	数量	備考
1. 現地調査	基本設計に必要な調査を行う。	1式	
2. 資料の検討	基本設計のための資料収集及び貸与資料の内容を把握する。特に、支障となる埋設物や近接構造物について資料収集を行い、整理する。	1式	
3. 設計計画	過年度の整備構想を基に、南部幹線水路（共用）改修時の仮廻し水路として造成する南部幹線水路バイパス水路（以下「バイパス水路」という。）及び農水連絡水路（以下「連絡水路」という。）の設計計画を作成する。		
3-1. 路線計画の精査	過年度業務で計画した路線について、周辺の開発状況や施工性、過年度に実施した発注者と JR 東海との打合せ結果等を踏まえ精査し、総合的に評価した上で決定する。	1式	
3-2. 基本条件の検討	バイパス水路、連絡水路及び附帯構造物の水力条件・構造条件を決定する。	1式	
3-3. パイプラインの施工方式、断面及び構造検討	3-1 路線計画の精査、3-2 基本条件の検討を踏まえ、バイパス水路、連絡水路の施工方式を決定する。決定した施工方式に応じた水路断面や構造について概略比較検討を行い標準断面の決定を行う。	1式	
3-4. 流量管理方法の検討	流量管理のため設置する流量計の種類・構造、監視方法について検討を行う。	1式	
3-5. 排水施設、排水方法の検討	バイパス水路の通水再開時の滞留水の排水施設や排水方法、構造を検討する。	1式	
4. 発進立坑、到達立坑の検討	3. 設計計画に基づき、下記①～③区間について、立坑の位置、規模、構造及び仮設作業ヤードの位置・規模を決定する。 ① シールド区間 ② 鉄道横断区間 ③ 河川横断区間	1式	
5. 水力計算	標準断面による概略水力計算及び概略水力縦断図を作成する。	1式	
6. 構造計算			

作業項目	作業内容	数量	備考									
6-1. 耐震性能照査	<p>1) 対象地震動データの作成 構造計算に必要なレベル2地震動について、タイプⅠ、タイプⅡともに新たにデータ作成を行うものとする。使用するレベル2地震動は「工学的基盤における非定常地震動の統計的予測プログラム (EMPR)」により求められた工学的基盤波を使用するものとし、地震力の設定については、「周波数依存性を考慮した等価ひずみによる地盤の地震応答解析プログラム (FDEL)」により求められたものとする。 【想定データ数】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">レベル2地震動</th> <th>データ数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タイプⅠ</td> <td>東海・東南海・南海連動型</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>タイプⅡ</td> <td>猿投－高浜断層帯</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table> <p>2) 耐震性能照査 上記1)地震動の検討で設定した地震動を用いて、耐震性能照査を実施する。 なお、照査手法は応答変位法によるものとする。</p>	レベル2地震動		データ数	タイプⅠ	東海・東南海・南海連動型	3	タイプⅡ	猿投－高浜断層帯	3	1式	
レベル2地震動		データ数										
タイプⅠ	東海・東南海・南海連動型	3										
タイプⅡ	猿投－高浜断層帯	3										
6-2. 液状化の判定	バイパス水路について、本業務で実施する地質調査結果や近傍で実施された地質調査結果をもとに液状化の判定を行う。	1式										
6-3. 構造計算	水路標準断面について、各条件における構造計算を行う。	1式										
6-4. 構造図作成	各タイプの標準断面図を作成する。	1式										
7. 附帯構造物構造計算												
7-1. 附帯構造物の検討	附帯構造物の型式及び規模の検討を行う。	1式										
7-2. 構造計算	附帯構造物の構造計算を行い、構造を決定する。	1式										
7-3. 構造図作成	附帯構造物の構造一般図を作成する。	1式										
8. 平面縦断面図作成	決定した路線、管種、管径等を平面縦断面図に記入する。	1式										
9. 土工図作成	バイパス水路、連絡水路及び附帯構造物について、標準断面図を活用した土工横断面図を作成し、切盛土量を表示する。	1式										
10. 数量計算	バイパス水路、連絡水路及び附帯構造物の積算に必要な土工、コンクリート、鉄筋、型枠、管等の概略数量計算を行う。	1式										
11. 施工計画	工程計画、施工順序、施工方法、仮設計画等の基本骨子を作成する。	1式										

作業項目	作業内容	数量	備考
12. 概算工事費積算	主要単価を作成し、概算工事費を算定する。	1式	
13. 総合検討	上記作業について総合的な検討を行い、今後の作業についてコメントを付記する。	1式	
14. 照査	照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施し、照査報告書の作成を行う。	1式	
15. 点検取りまとめ	水理・構造計算、図面の点検、数量計算の主要部分の点検取りまとめ及び報告書作成を行う。	1式	